

非常勤嘱託職員（業務支援専門員） 募集要項

1. 雇用期間	平成30年4月1日～平成31年3月31日 ※勤務成績が良好である場合かつ機構が必要と認めた場合には1事業年度を単位として3事業年度まで再雇用することがあります。
2. 試用期間	試用期間あり（3か月）
3. 勤務地	中小企業基盤整備機構中国本部 企画調整部 企画調整課 （広島県広島市中区八丁堀5-7 広島KSビル3F）
4. 雇用の形態	非常勤嘱託職員
5. 嘱託職員区分	業務支援専門員
6. 業務内容	一 会計システムを活用した経費支払い作業、経理処理等の業務（購入依頼書の作成、旅費、謝金の支払い等チェック及び修正、振替伝票による修正仕分け起票、資金送金依頼書の作成・提出、月次経理資料の作成・提出、決算処理業務、原課との調整等） 二 企画調整課に係る庶務関係業務 三 その他上記に附帯する業務
7. 募集人員	1名
8. 所定勤務日数	1月につき雇用期間の定めのない職員が勤務すべき日数から1を減じた日数
9. 勤務時間及び休憩時間	勤務時間：9時00分～17時45分（休憩時間を除き7時間45分） ※時間外勤務を命ずることがあります。 休憩時間：12時00分～13時00分
10. 休日・休暇	休日； 一 日曜日及び土曜日 二 国民の祝日に関する法律に規定する休日 三 年末年始（12月29日～翌年の1月3日） 四 前各号のほか、特に当機構が指定する日 （前各号を除く所定勤務日以外の日） 休暇；年次有給休暇、特別有給休暇
11. 給与	月額247,000円 ※通勤手当等の諸手当、賞与、退職金等はありません。 ※超過勤務手当あり
12. 社会保険	適用あり
13. 労働保険	雇用保険：適用あり 労災保険：適用あり

14. 応募資格	<ul style="list-style-type: none"> ・同一組織における経理業務の実務経験が2年以上あること。 ・日商簿記検定2級以上を取得していること。 ・ERP システムを活用した経理処理業務の実務経験があること。 ・PC 操作の基本的なスキルを有していること (Word、Excel、E-mail 等)。 ・企業会計原則等の会計処理規定に関する知見、知識を有すること。 ・主体的な業務運営ができ、十分なコミュニケーション能力を有すること。 <p>・以下の方は応募できません</p> <p>過去に当機構の嘱託職員として3事業年度を雇用されたことがある者 (過去に当機構の任期付職員であった者については、任期付職員であった年度を通算します。)</p>
15. 応募方法	<p>次の応募書類を同封して「独立行政法人中小企業基盤整備機構中国本部 企画調整課 (嘱託職員募集担当)」宛送付してください。また、封筒には赤字で「応募書類在中」と明記してください。</p> <p>《応募書類》</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 履歴書 (市販のもので可。顔写真を貼付したもの。) 2) 経歴書 (書式自由) 3) 志望動機 (書式自由) 4) 返信用封筒 (切手を貼り付けのうえ、住所等を記載のこと) <p>応募書類の取扱い</p> <p>※応募書類の返送はいたしませんので、ご了承ください。</p> <p>※応募書類に記載されている個人情報、本採用以外の目的には使用いたしません。</p> <p>平成30年1月から2月末までに当機構の他部署での公募に応募される場合は、同時に応募する「5. 嘱託職員区分」の名称と「20. 問い合わせ先の部署名」を履歴書の余白に表示してください。</p>
16. 応募受付	平成30年2月1日(木)～平成30年2月21日(水)まで(必着)
17. 選考方法	<ol style="list-style-type: none"> 1) 書類選考 2) 面接選考 <p>※書類選考の通過者については、電話又はメールにて通知いたします。(履歴書に連絡先を必ず明記してください。)</p> <p>※選考結果についてのお問い合わせは応じかねますのでご了承ください。</p> <p>※面接に係る旅費の支給はありません。</p>
18. スケジュール (予定)	<p>応募締切 平成30年2月21日(水)</p> <p>書類選考 平成30年2月21日(水)～2月26日(月)</p> <p>面接審査 平成30年2月27日(火)～3月2日(金)</p>
19. 事業者の名称	独立行政法人 中小企業基盤整備機構

20. 書類送付先・ 問い合わせ先	独立行政法人中小企業基盤整備機構 中国本部 企画調整課 嘱託職員募集担当 〒730-0013 広島県広島市中区八丁堀5-7 KSビル3F TEL: 082-502-6300
----------------------	---